

中規模小売店舗設置の手引き

豊島区産業観光部産業振興課

目 次

I	はじめに	2
II	条例の概要	2
1	条例で表示されている定義	2
2	店舗面積の範囲について	4
3	新設、変更の届出を要する事項について	6
4	届出を要しない変更について	7
5	説明会の開催について	7
6	協議、勧告について	8
7	届出書の作成等	8
8	届出についての問い合わせ先	9
9	関連窓口	10
III	中規模小売店舗の新設等に関する届出のフロー	11
IV	届出様式	
V	資料	
1	豊島区中規模小売店舗の立地調整に関する条例	
2	豊島区中規模小売店舗の立地調整に関する条例施行規則	

I はじめに

豊島区では、大規模小売店舗立地法の対象とならない店舗面積が千平方メートル以下の小売店舗のうち、一定規模以上の店舗においては、来客数や物流量が格段に大きくなり、周辺の生活環境に与える影響が大きいと考えられることから、平成 12 年 12 月 1 日に「豊島区中規模小売店舗の立地調整に関する条例」（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）を施行しました。

条例では、店舗面積の合計が 5 百平方メートル（午後 11 時から午前 6 時までの間において小売業を行うものにあつては、4 百平方メートル）を超え、千平方メートル以下の小売店舗を中規模小売店舗と定義し、建物設置者が中規模小売店舗を設置しようとする場合に区への届出等を義務づけるものとししました。

本書では、届出に必要な諸手続きを記載していますので、届出を行う際には本書を参考にして所定の手続きを行ってください。

II 条例の概要

1 条例で表示されている定義は次のとおりです。

(1) 小売業

小売業は、標準産業分類上「飲食店業」を含まない。物品加工修理業は、洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等を意味するものであるが、小売業と密接、不可分の関係にあるため、対象に含める。

(2) 小売業を行う

「小売業を行う」とは、物品を継続反復して販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。

(3) 小売業を行うための店舗

その場所に客を来集させて小売業を行うための用に供される建物（土地に定着する工作物又は地下もしくは高架の工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するものをいう。）をいう。

(4) 店舗面積

小売業を営むための店舗の用に供される床面積をいう。店舗面積に含まれる範囲及び含まれない範囲については、「2 店舗面積の範囲について」に記載してあるとおり。

(5) 床面積

建築基準法の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。

(6) 中規模小売店舗（以下「店舗」という。）

一の建物であつて、店舗面積の合計が 5 百平方メートル（午後 11 時から午前 6 時までの間において小売業を行うものにあつては、4 百平方メートル）を超え千平方メートル以下のものをいう。

(7) 一の建物

- ① 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設部分によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）とし、

「公共の用に供され」とは、

- 買物客以外の通行人が相当数を占め
- 周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能であるもの

- ② 通路によって接続され、機能が一体になっている二以上の建物

- ③ 一の建物とその付属建物をあわせたもの

- ④ 地上の建物と地下街が接続している場合については、原則として次のように解する。

ア 地上の建物の下にある地下部分は一体として扱う。

イ 上記の地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別個の建物とするが、建物の構造、営業主体、営業方針等からみて機能的に同一と認められるものは、一の建物として扱う。

- ⑤ 付属建物とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、営業主体、建物の構造、商品構成、顧客の通路等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるかを問わない。

(8) 中規模小売店舗の設置

新しい建物を建設して店舗面積の合計が5百平方メートル（午後11時から午前6時までの間において小売業を行うものにあつては、4百平方メートル）を超え千平方メートル以下となる場合のみならず、既存の建物を増築して、その店舗面積を増加する場合、既存の建物は何ら増築しなくとも、その全部又は一部の用途を変更する場合、さらに、小売業を行う時間を変更して基準面積に該当する場合をいう。

(9) 届出者

新設、変更の届出をする者は、建物の所有者とする。

2 店舗面積の範囲について

(1) 店舗面積に含まれる部分

部 分 名	定 義
① 売 場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。
② ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。
③ ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
④ サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
⑤ 物品の加工修理場のうち顧客から引受(引渡を含む。)の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

(2) 店舗面積に含まない部分

部 分 名	定 義
① 階 段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。

② エスカレーター	エスカレーター装置（付属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーター周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし店舗面積に含まない。
③ エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
④ 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッターがある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。
⑤ 文化催場	展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑥ 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑦ 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑧ 便 所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。

⑨ 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑩ 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑪ 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
⑫ 塔 屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
⑬ 屋 上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
⑭ はね出し下、軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。

(注1) 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等を固定したものとする。

3 新設、変更の届出を要する事項について

- (1) 中規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 中規模小売店舗の新設をする者及び当該中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 中規模小売店舗の新設をする日
- (4) 中規模小売店舗の店舗面積
- (5) 中規模小売店舗（附属施設を含む。以下この項において同じ。）の配置に関する事項
 - ア 駐車場（自転車駐車場を除く。以下同じ。）及び自転車駐車場の位置及び収容台数
 - イ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ウ 廃棄物の保管施設の位置、構造及び容量
 - エ 屋外照明灯の位置、照射範囲及び点灯時間帯

(6) 中規模小売店舗の運営方法に関する事項

- ア 中規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- イ 駐車場に來客の自動車が駐車することができる時間帯
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

4 届出を要しない変更について（規則第六条第二項）

当該変更が一時的なものであることその他次に掲げるもののいずれかの変更の場合には届出を要しない。

(1) 中規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの

(2) 区長が条例第八条第四項の規定による通知をした場合において、中規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの

- 区長が、中規模小売店舗の新設等について審議会への諮問又は改善の必要がないと認める場合である。

(3) 中規模小売店舗の店舗面積を減少させるもの

- 店舗面積を減少させ又は小売業を行う時間の変更により中規模小売店舗でなくなる場合は、廃止届が必要

(4) 駐車場又は自転車駐車場の収容台数を増加させるもの

(5) 荷さばき施設の面積を増加させるもの

(6) 廃棄物の保管施設の容量を増加させるもの

(7) 中規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの

5 説明会の開催について

(1) 条例第6条第1項の規定による説明会の開催の公告をしようとするときは、あらかじめ、開催の時期、内容等について、区長と協議をするようお願いします。

(2) 公告による周知範囲は、当該店舗の敷地境界線から5百メートルの水平距離の範囲内において、住所を有する方、事業を営む方、事業所に勤務する方及び学校に在学する方とします。

(3) 説明会の開催は、当該届出後2月以内に行ってください。

(4) 説明会の開催場所は、店舗の所在地の周辺施設において行ってください。

(5) 説明会の開催日時、場所については、開催予定日の1週間前までに公告してください。

(6) 説明会の開催日時、場所等の公告は、近隣住民に可能な限り行き届くように各戸配付その他の方法により行ってください。

(7) 説明会終了後、内容を記録した報告書を速やかに区長に提出してください。

6 協議、勧告について

- (1) 近隣住民は、中規模小売店舗の新設等が周辺の地域の生活環境に与える影響について、書面で区長に意見を述べるができることになっています。
- (2) 区長は、近隣住民の意見を踏まえて、中規模小売店舗の新設等が周辺の地域の生活環境に著しい影響を与えるものと認めるときは、豊島区中規模小売店舗立地調整審議会に諮問し、意見を求めます。
- (3) 区長は、審議会の意見を聴いて、中規模小売店舗の新設等に関する改善が必要であると認めるときは、届出者と協議を行います。
- (4) 区長は、届出者が、中規模小売店舗の新設等に関して、協議の結果を適正に反映した変更をせず、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、審議会等の意見を勘案し、届出者に対して、必要な措置をとるべきことを勧告することができます。
- (5) 区長は、中規模小売店舗の新設等に関して、必要な届出を怠った場合や正当な理由がなく勧告に従わなかった場合には、その旨を公表することができます。

7 届出書の作成等

届出書、報告書の作成は、次の要領で記載をお願いします。

(1) 届出書全般について

- 届出書の様式の大きさは、日本工業規格 A 4。
- 添付書類のうち図面については、でき得る限り A 4 とするが、A 3 も可。
- ※の事項は記載しない。
- 届出者の押印は不要。

(2) 第 1 号様式

- この様式は、店舗の新設（条例第 4 条）の届出書です。
- 店舗内において小売業を行う者が複数ある場合は、別紙に、小売業者名、代表者名、所在地、開店時刻、閉店時刻の事項を記入し、添付してください。
この場合、2 の欄と 6 (1) の欄は、「別紙のとおり」と記入してください。
- 届出は、店舗新設予定日の 8 月前までです。
- 添付書類は次のとおりです。
 - ア 法人にあつては、その登記簿の謄本
 - イ 個人にあつては、その住民票の写し
 - ウ 主として販売する物品の種類
 - エ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供する部分の配置を示す図面
 - オ 来客の自動車を駐車場に誘導する経路及び方法
 - カ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数
 - キ 遮音壁を設置する場合にあつては、その位置及び高さを示す図面
 - ク 冷却塔、送風機又は冷暖房施設の室外機の稼働時間帯及び位置を示す図面

ケ 午後 11 時以後において、営業、営業関連の機器の使用又は施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果

(3) 第 2 号様式

- この様式は、店舗の名称・所在地、中規模小売店舗を設置する者及び小売業者の名称・所在地・代表者の変更（条例第 5 条第 1 項）の届出書です。
- 届出は、変更後速やかに提出してください。

(4) 第 3 号様式

- この様式は、第 2 号様式（店舗の名称・所在地、中規模小売店舗を設置する者及び小売業者の名称・所在地・代表者の変更）以外の変更（条例第 5 条第 2 項）の届出書です。
- 届出は、施設の運営方法に関する届出以外は、店舗新設予定日の 8 月前までです。
- 添付書類は第 1 号様式と同じです。

(5) 第 4 号様式

- この様式は、中規模小売店舗である建物の床面積を変更し、又はその建物の用途を変更することにより、建物内の店舗面積の合計を条例で定める基準以下とする場合及び小売業を行う時間の変更により、中規模小売店舗に該当しなくなる場合の届出書です。
具体的には、建物の床面積の減少や用途の変更により、店舗面積が 5 百平方メートル以下になる場合及び午後 11 時から午前 6 時までの間に小売業を行い、かつ店舗面積が 4 百平方メートルを超えて 5 百平方メートル以下であったものが、その間に小売業を行うことを止めた場合です。

(6) 第 5 号様式

- この様式は、説明会開催について区長に報告していただくためのものです。

(7) 中規模小売店舗の新設又は変更届出書の提出部数

- 届出書は、添付書類を含めて各 2 部必要です。

8 届出についての問い合わせ先

豊島区産業観光部産業振興課

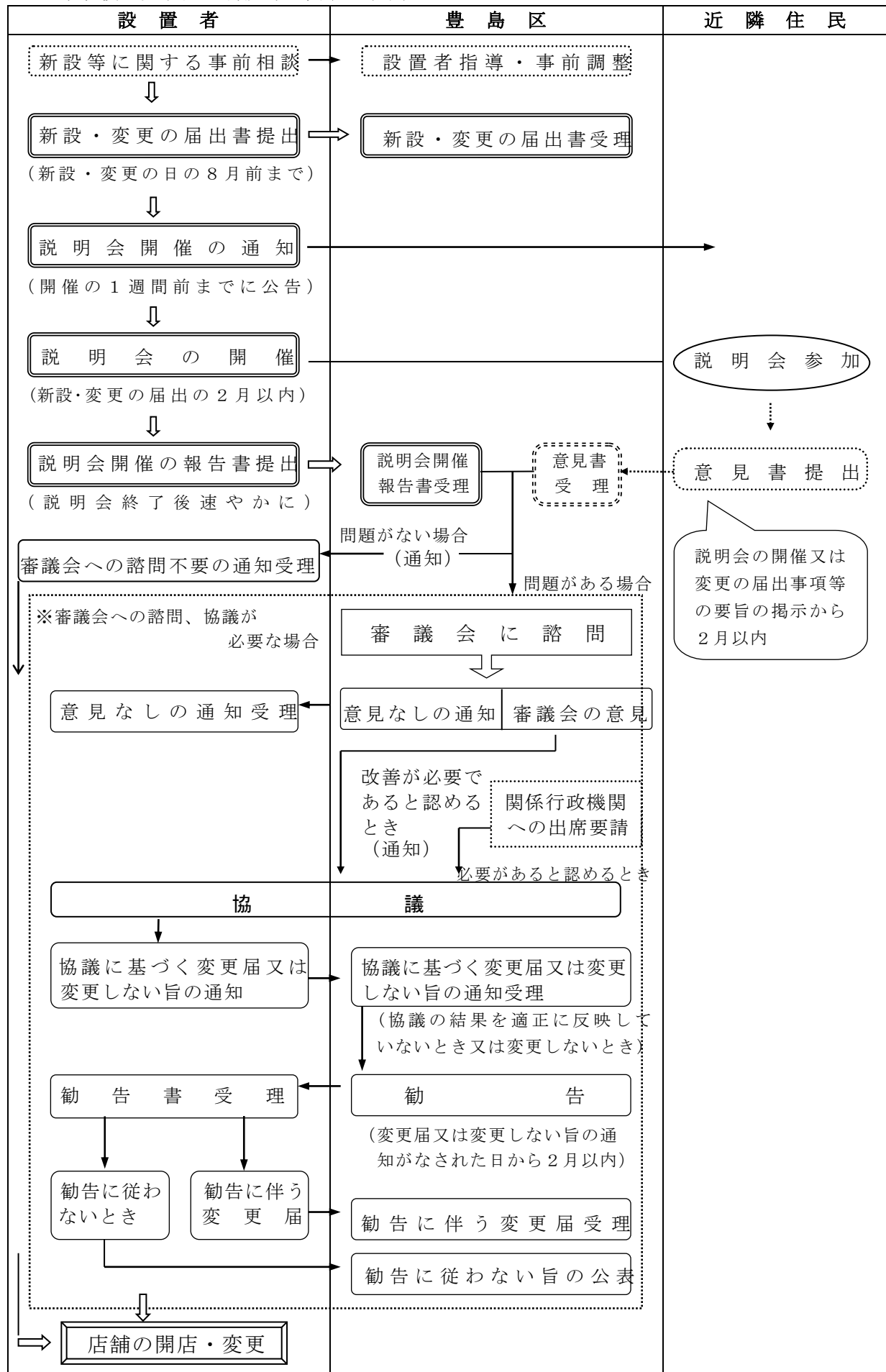
所在地 豊島区南池袋 2-45-1 7 階

電 話 03-5992-7017

9 関連窓口

豊島区役所	
騒音、悪臭などの生活環境の 保全に関すること	環境清掃部 環境保全課 公害対策グループ 03-3981-2405
廃棄物の保管場所等に関する こと	環境清掃部 豊島清掃事務所 作業グループ 03-3984-9681
地域地区等に関すること	都市整備部 都市計画課 都市計画グループ 03-4566-2632
開発行為に関すること	都市整備部 都市計画課 届出・許認可グループ 03-4566-2633
駐車場地域ルールに関すること (池袋駅周辺)	都市整備部 都市計画課 駐車まちづくりグループ 03-4566-2635
建築確認申請等に関すること	都市整備部 建築課 意匠審査グループ 03-3981-4975
駐車場の設置に関すること	都市整備部 建築課 意匠審査グループ 03-3981-4975
開発事業に伴う周辺道路に 関すること	都市整備部 土木管理課 調整グループ 03-4566-2671
自転車駐車場設置義務に 関すること	都市整備部 土木管理課 駐輪場整備グループ 03-3981-4873

Ⅲ 中規模小売店舗の新設等に関する届出のフロー



IV 届 出 様 式

第1号様式（第4条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

中規模小売店舗新設届出書

年 月 日

豊島区長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
担当者氏名及び電話番号

豊島区中規模小売店舗の立地調整に関する条例第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり中規模小売店舗の新設の届出をいたします。

記

1 中規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名 称
- ・ 所 在 地

2 中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

- ・ 氏 名 又 は 名 称
- ・ 代 表 者 氏 名
- ・ 住 所

3 中規模小売店舗の新設をする日

年 月 日

4 中規模小売店舗の店舗面積の合計

5 施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

- ・ 位置 別紙図面のとおり
- ・ 収容台数 台

(2) 自転車駐車場の位置及び収容台数

- ・ 位置 別紙図面のとおり
- ・ 収容台数 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

- ・ 位置 別紙図面のとおり
- ・ 面積 平方メートル

(4) 廃棄物の保管施設の位置及び容量

- ・ 位置 別紙図面のとおり
- ・ 構造
- ・ 容量 立方メートル

(5) 屋外照明灯の位置、照射方向、照射範囲及び点灯時間

- ・ 位置及び照射範囲 別紙図面のとおり
- ・ 点灯時間 時 分から 時 分まで

6 施設の運営方法に関する事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ・ 開店時刻
- ・ 閉店時刻

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・ 時 分から 時 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・ 出入口数 カ所
- ・ 位置 別紙図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことのできる時間帯

- ・ 時 分から 時 分まで

添付書類 別添のとおり

第2号様式（第6条第1項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

中規模小売店舗変更届出書

年 月 日

豊島区長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
担当者氏名及び電話番号

届出事項について変更したので、豊島区中規模小売店舗の立地調整に関する条例
第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

1 中規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名 称
- ・ 所 在 地

2 変更した事項

（変更後）

（変更前）

3 変更年月日

4 変更した理由

第3号様式（第6条第3項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

中規模小売店舗変更届出書

年 月 日

豊島区長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
担当者氏名及び電話番号

届出事項について変更するので、豊島区中規模小売店舗の立地調整に関する条例
第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

1 中規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名 称
- ・ 所 在 地

2 変更する事項

（変更後）

（変更前）

3 変更年月日

4 変更する理由

添付書類 別添のとおり

第4号様式（第6条第4項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

中規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

豊島区長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
担当者氏名及び電話番号

中規模小売店舗を廃止するので、豊島区中規模小売店舗の立地調整に関する条例
第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

1 中規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名 称
- ・ 所 在 地

2 廃止後の店舗面積の合計

3 廃止前の店舗面積の合計

4 店舗面積の合計が、500平方メートル（午後11時から午前6時までの間
において営業を行うものについては、400平方メートル）以下となる日

5 変更する理由

第5号様式（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

中規模小売店舗説明会終了報告書

年 月 日

豊島区長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
担当者氏名及び電話番号

説明会を開催したので、豊島区中規模小売店舗の立地調整に関する条例第6条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 中規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名 称
- ・ 所 在 地

2 説明会を開催した日 年 月 日

3 開催場所

4 出席者数

5 説明会の内容

（1）説明の内容

（2）質疑及び応答の内容

V 資 料

豊島区中規模小売店舗の立地調整に関する条例

(目 的)

第1条 この条例は、中規模小売店舗の周辺の地域の生活環境を良好に保持するため、その立地に関する調整について必要な事項を定めることにより、小売業の健全な発達を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 店舗面積 小売業（飲食業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
- ② 中規模小売店舗 一の建物（一の建物として規則で定めるものを含む。）であつて、店舗面積の合計が五百平方メートル（午後11時から午前6時までの間において小売業を行うものにあつては、四百平方メートル）を超え、千平方メートル以下のものをいう。
- ③ 近隣住民 中規模小売店舗の敷地境界線から五百メートルの水平距離の範囲において、住所を有する者、事業を営む者、事業所に勤務する者及び学校に在学する者をいう。

(中規模小売店舗を新設する者等の責務)

第3条 中規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、若しくは既存の建物の用途を変更し、又は小売業を行う時間を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をする者及び中規模小売店舗を設置している者であつて店舗面積等の変更をするものは、地域の街づくりとの調和を図るとともに、周辺の地域の生活環境に与える影響について十分な評価を行い、その生活環境を良好に保つよう努めなければならない。

(中規模小売店舗の新設の届出等)

第4条 中規模小売店舗の新設をする者は、新設をする日の8月前までに、次の各号に掲げる事項を区長に届け出なければならない。

- ① 中規模小売店舗の名称及び所在地
- ② 中規模小売店舗の新設をする者及び当該中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- ③ 中規模小売店舗の新設をする日
- ④ 中規模小売店舗の店舗面積
- ⑤ 中規模小売店舗（附属施設を含む。以下この項において同じ。）の配置に関する事項であつて、規則で定めるもの
- ⑥ 中規模小売店舗の運営方法に関する事項であつて、規則で定めるもの

- 2 前項の規定による届出（以下「新設の届出」という。）には、規則で定める事項を記載した書類（以下「添付書類」という。）を添付しなければならない。

（変更の届出）

第5条 新設の届出があった中規模小売店舗について、当該新設の届出に係る前条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更があったときは、当該中規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を区長に届け出なければならない。

- 2 新設の届出があった中規模小売店舗について、当該新設の届出に係る前条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更があるときは、当該中規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、変更する日の8月前までに（同項第6号に掲げる事項の変更にあつては、あらかじめ）、その旨を区長に届け出なければならない。ただし、規則で定める変更については、この限りではない。

- 3 前条第2項の規定は、前項の規定による届出（以下「変更の届出」という。）について準用する。

- 4 中規模小売店舗の廃止（店舗面積又は小売業を行う時間の変更により、中規模小売店舗でなくなるということ。）をする者は、その旨を区長に届け出なければならない。

（説明会の開催等）

第6条 新設の届出又は変更の届出をした者は、当該新設の届出又は変更の届出をした日から2月以内に、近隣住民に対して当該新設の届出又は変更の届出及び添付書類の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、変更の届出をした者は、区長が当該変更の届出に係る変更が周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であると認める場合は、当該変更の届出に係る中規模小売店舗の敷地の見やすい場所に、届出事項及び添付書類の要旨を掲示することにより、前項の説明会の開催に代えることができる。

- 3 第1項の規定により説明会を開催する者は、開催を予定する日時及び場所を定め、開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

- 4 前項に規定する者は、説明会を開催したときは、説明会の内容を記録した報告書を速やかに区長に提出しなければならない。

（意見書の提出）

第7条 近隣住民は、説明会の開催又は前条第2項の届出事項及び添付書類の要旨の掲示があった日から2月以内に、中規模小売店舗の新設又は変更の届出に係る変更（以下「新設等」という。）が周辺の地域の生活環境に与える影響について、区長に対し書面により意見を述べることができる。

(協議等)

第8条 区長は前条の近隣住民の意見を踏まえて、中規模小売店舗の新設等が周辺の地域の生活環境に著しい影響を与えるものと認めるときは、豊島区中規模小売店舗立地調整審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、その意見を求めるものとする。

2 区長は、審議会の意見を聴いて、中規模小売店舗の新設等に関する改善が必要であると認めるときは、新設の届出又は変更の届出をした者と協議を行うものとする。

3 新設の届出又は変更の届出をした者は、前項の規定による協議を行った場合は、当該協議の結果を踏まえて、区長に対し、当該新設の届出又は変更の届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知をするものとする。

4 区長は、審議会への諮問又は第2項に規定する改善の必要がないと認めるときは、新設の届出又は変更の届出をした者にその旨の通知をするものとする。

(関係行政機関の意見の聴取等)

第9条 区長は、前条第2項の規定による協議を行う場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関から意見を聴取し、及び関係行政機関に対し当該協議への出席を要請することができる。

(勧告等)

第10条 区長は、第8条第3項の規定による届出又は通知の内容が、同条第2項の規定による協議の結果を適正に反映しておらず、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、審議会及び関係行政機関の意見を勘案し、当該届出又は通知がなされた日から2月以内に限り、理由を付して当該届出又は通知をした者に対し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 区長は、中規模小売店舗の新設若しくは新設の届出に係る第4条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をする者が新設の届出若しくは変更の届出を怠った場合又は前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(審議会)

第11条 中規模小売店舗の立地に関する適正な調整を図るため、区長の附属機関として、審議会を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、中規模小売店舗の新設等が周辺の地域の生活環境に与える影響の種類及び程度について調査審議する。

3 審議会は、学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内で組織する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 審議会に会長を置く。
- 6 会長は、委員の互選によって定める。
- 7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 9 審議会は、区長が招集する。
- 10 審議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 11 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 12 審議会の庶務は、文化商工部において処理する。

(委 任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 13 年 8 月 1 日前に中規模小売店舗の新設をする者は、第 4 条第 1 項各号に掲げる事項を区長に届け出るものとする。この場合において、第 5 条の規定の適用については、当該届出は、新設の届出とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に中規模小売店舗を設置している者は、第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項の変更であって、平成 13 年 8 月 1 日前に最初に行われるものをするときは、その旨及び同項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる事項で変更に係るもの以外のものを区長に届け出るものとする。この場合において、第 5 条の規定の適用については、変更に係る事項の届出は、変更の届出と、変更に係る事項以外のものの届出は、新設の届出とみなす。
- 4 前項に規定する者は、同項に規定する変更であって、平成 13 年 8 月 1 日以後最初に行われるものをするときは、変更する 8 月前までに（第 4 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更にあつてはあらかじめ）、その旨及び同項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる事項で変更に係るもの以外のものを区長に届け出るものとする。この場合において、変更に係る事項の届出は、変更の届出と、変更に係る事項以外のものの届出は、第 5 条の規定の適用については、新設の届出とみなす。

- 5 省 略

豊島区中規模小売店舗の立地調整に関する条例施行規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、豊島区中規模小売店舗の立地調整に関する条例（平成 12 年豊島区条例第 66 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号、第 4 条第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに第 2 項、第 5 条第 2 項並びに第 12 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用 語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(一の建物)

第 3 条 条例第 2 条第 2 号に規定する一の建物として規則で定めるものは、次のとおりとする。

- ① 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- ② 通路によって接続され、機能が一体になっている二以上の建物
- ③ 一の建物（前 2 号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

(新設の届出)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- ① 駐車場（自転車駐車場を除く。以下同じ。）及び自転車駐車場の位置及び収容台数
 - ② 荷さばき施設の位置及び面積
 - ③ 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の保管施設の位置、構造及び容量
 - ④ 屋外照明灯の位置、照射範囲及び点灯時間帯
- 2 条例第 4 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
- ① 中規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 駐車場に來客の自動車が駐車することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 3 条例第 4 条第 1 項の規定による中規模小売店舗の新設の届出は、別記第 1 号様式による中規模小売店舗新設届出書により行うものとする。

(添付書類)

第 5 条 条例第 4 条第 2 項（条例第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- ① 法人にあつては、その登記簿謄本
- ② 個人にあつては、その住民票の写し

- ③ 主として販売する物品の種類
- ④ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- ⑤ 来客の自動車を駐車場に誘導する経路及び方法
- ⑥ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数
- ⑦ 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- ⑧ 冷却塔、送風機又は冷暖房設備の室外機の稼働時間帯及び位置を示す図面
- ⑨ 午後 11 時以後において、営業、営業関連の機器の使用又は施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果

(変更の届出)

第 6 条 条例第 5 条第 1 項の規定による変更の届出は、別記第 2 号様式による中規模小売店舗変更届出書により行うものとする。

2 条例第 5 条第 2 項に規定する規則で定める変更は、当該変更が一時的なものであることその他次に掲げるもののいずれかのみを内容とするものとする。

- ① 中規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- ② 区長が条例第 8 条第 4 項の規定による通知をした場合において、中規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの
- ③ 中規模小売店舗の店舗面積を減少させるもの
- ④ 駐車場又は自転車駐車場の収容台数を増加させるもの
- ⑤ 荷さばき施設の面積を増加させるもの
- ⑥ 廃棄物の保管施設の容量を増加させるもの
- ⑦ 中規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上を行うもの

3 条例第 5 条第 2 項の規定による変更の届出は、別記第 3 号様式による中規模小売店舗変更届出書により行うものとする。

4 条例第 5 条第 4 項の規定による中規模小売店舗の廃止の届出は、別記第 4 号様式による中規模小売店舗廃止届出書により行うものとする。

(説明会の報告)

第 7 条 条例第 6 条第 4 項に規定する報告書は、別記第 5 号様式による中規模小売店舗説明会終了報告書とする。

附 則

この規則は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。